

全国養護教諭連絡協議会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、全国養護教諭連絡協議会と称する。

(構成)

第2条 本会は、各都道府県及び政令指定都市の国公立・私立学校養護教諭で構成される研究会（以下「各研究会」という。）をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、各研究会相互の連絡・連携を図り、養護教諭の職務等について研究し、養護教諭の資質を高め、学校保健の向上に寄与することを目的とする。

(事業内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 養護教諭の職務等に関する調査・研究並びに情報交換
- ② 養護教諭の資質向上に関する事業
- ③ 国並びに地方公共団及び関係諸機関に対する要請並びに建議
- ④ その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 組 織

第1節 構 成

(構成)

第5条 本会は、次のとおり、役員（会長・副会長・常務理事）、理事、監事を置くこととする。

- ① 会 長 1 名
- ② 副 会 長 若干名
- ③ 常務理事 若干名
- ④ 理 事 各ブロック1名
- ⑤ 監 事 2 名

(設置等)

第6条 本会の事務所を別に定める所に置く

- 2 本会の事務を処理するために、事務局を設置する。
- 3 事務局に関しては、別に「事務局規定」で定める。

第2節 総 会

(総会の構成)

第7条 総会は、各研究会の代表者をもって構成する。

- 2 総会毎に、議長1名・副議長1名を選出する。

(総会の招集)

第8条 総会は、会長が招集する。

- 2 本会の定時総会は、毎年1回開催することとする。ただし、役員会で必要と認めたとき、又は、各研究会3分の1以上の要請があったときは、臨時に総会を開催しなければならない。

(総会の議事)

第 9 条 総会は次の事項について審議する。

- ① 事業報告及び決算の承認
- ② 役員を選出
- ③ 事業計画及び予算の承認
- ④ その他、事業継続に必要な事項

(総会の定足数、議決)

第 10 条 総会は、各研究会の代表者の過半数（委任状による出席も認める）の出席をもって成立する。

- 2 総会の議事は、特別の定めがある場合を除き、出席した代表者の過半数（委任状による意見の表示も認める）をもって決定する。可否同数のときは、議長がこれを決定する。

第 3 節 役員

(選任)

第 11 条 役員（会長・副会長・常務理事）は、役員選出委員会において選出し、総会において承認する。

- 2 役員を選出に関しては、別に「全国養護教諭連絡協議会役員を選出に関する規則」で定める。

(任期)

第 12 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員が任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは前任者がその職を行うものとする。

(会長)

第 13 条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

(副会長)

第 14 条 副会長は会長を補佐する。会長に事故があるときには、副会長が会長の職務を代行する。

(常務理事)

第 15 条 常務理事は、本会の事業の推進および会計事務にあたる。

(役員会)

第 16 条 役員会は、会長・副会長・常務理事をもって構成する。

第 17 条 役員会は、定例に開催する。ただし、会長は、必要に応じてこれを招集することができる。

(役員会の任務)

第 18 条 役員会は、本会会務の円滑な運営を図るために必要な事項について決議し、それを執行する。

(役員会の定足数、議決)

第 19 条 役員会は、役員過半数（委任状による出席は認めない）の出席をもって成立する。

- 2 役員会の議事は、特別の定めがある場合を除き、出席した役員過半数をもって決定する。可否同数のときは、会長がこれを決定する。

第 4 節 理事

(理事)

第 20 条 理事は、第 27 条に定める各ブロックの代表者とする。

(理事会)

第 21 条 理事会は、本会の役員及び理事をもって構成する。

- 2 理事会は、会長からの要請を受けて、本会の運営方法などの内容について審議する。
- 3 理事会は、年 1 回定例に開催する。ただし、会長は、必要に応じてこれを開催することができる。
- 4 会長が必要と認めたときには、第 26 条に定める各委員会の長が、理事会に出席することができる。

(任期)

第 22 条 理事の任期は 2 年とする。

- 2 任期の途中で理事に欠員が生じたときには、当該ブロックで選出し、任期は前任者の残任期間とする。

第 5 節 監 事

(監事)

第 23 条 監事は、各研究会の代表者の中から 2 名選出し、総会において承認する。

- 2 監事は会計を監査し、総会に報告する。

(任期)

第 24 条 監事の任期は 2 年とする。

第 6 節 顧 問

(顧問)

第 25 条 本会に顧問を置くことができる。顧問は会長経験者とする。

- 2 顧問は、会長の諮問に応ずる。

第 7 節 委員会

(委員会)

第 26 条 本会の目的を達成するために次の委員会を設置することができる。なお、各委員会の委員は本会を構成する各研究会の会員の中から選出し、会長が任命する。

- ① 常設委員会
- ② 特別委員会
- 2 常設委員会は、調査研究委員会・瑞星編集委員会とする。
- 3 特別委員会は、必要に応じて設置するものとする。

第 8 節 ブロック

(ブロック)

第 27 条 各都道府県及び政令指定都市を下記のブロックに分ける。各ブロックに所属する研究会は、別に定める。

- ① 北海道・東北ブロック
- ② 関東ブロック
- ③ 中部ブロック
- ④ 近畿ブロック
- ⑤ 中国・四国ブロック
- ⑥ 九州ブロック

第3章 会 計

(収入)

第28条 本会の会計は、会費その他の収入をもってあてる。

(会費)

第29条 各研究会は、別に「各研究会費一覧」で定められた額を年会費として納入するものとする。

(会計年度)

第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

(決算の承認)

第31条 本会の収支は、毎会計年度終了後、監事の監査を経て、総会において承認を得るものとする。

第4章 会則の改正

(改正の手続)

第32条 本会則は、総会において各研究会の代表者の3分の2以上の同意（委任状による同意も認める）がなければ改正することはできない。

第5章 賛助会員

(賛助会員)

第33条 本会は、本会会則第2条に定めるほかに賛助会員を置くことができる。

- 2 本会の目的に賛同する団体及び個人は、役員会の承認を得て賛助会員になることができる。
- 3 賛助会員は以下の会費を納める。
団体：年額20,000円 個人：年額5,000円
- 4 賛助会員は、機関誌その他の刊行物の配布及び本会の事業についての諸連絡を受ける。但し、総会における決議には参加できない。

附 則

- ・本会会則は、平成4年7月28日より施行する。
- ・本会会則は、平成7年8月1日一部改正。
- ・本会会則は、平成9年8月4日一部改正。
- ・本会会則は、平成11年2月25日一部改正。
- ・本会会則は、平成12年2月25日一部改正、平成13年4月1日より施行する。
- ・本会会則は、平成14年2月20日一部改正、平成14年4月1日より施行する。
- ・本会会則は、平成14年6月15日より施行する。
- ・本会会則は、平成18年6月17日より施行する。
- ・本会会則は、平成19年6月14日会費の改正、平成20年4月1日より施行する。
- ・本会会則は、平成29年6月17日一部改正、平成29年6月17日より施行する。
- ・本会会則は、令和元年6月15日一部改正、令和元年6月15日より施行する。
- ・本会会則は、令和2年6月13日一部改正、令和2年6月13日より施行する。